

宇和島地区広域事務組合建設工事等入札に関する心得

この心得は、宇和島地区広域事務組合が発注する建設工事の入札に参加するものが守らなければならない事項を宇和島地区広域事務組合契約規則（以下「契約規則」という。）に基づいて抜粋したもので入札者は、契約条項、関係書類、現場等を熟知すると共に、次の条項をよく読んで入札をして下さい。

記

- 1 入札時間は厳守すること。（入札中は、入札室の出入り禁止）
- 2 入札室で入室出来る者は次のとおりとする。
 - (1) 指名者（一般競争入札においては競争参加資格のある者）本人
 - (2) 委任代理人
 - (3) 事前に許可を受けた本人随員の事務員 1 名ただし、上記の者でも酒気帯び者の入室は認めない。
- 3 入札室での私語の禁止はいうまでもなく、入札執行者の許可なく勝手な行動をとらないこと。
- 4 入札執行を故意に妨害したり、入札室の秩序を著しく乱す入札者は、退場を命ずるものとする。
- 5 入札代理人は、入札開始前にその代理権限を証する書面（委任状）を提出し入札執行者の確認を受けるものとする。また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者 住所

氏名

代理人 氏名

印

- 6 指名競争入札において、指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式 1）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中にあつては、入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 指名競争入札において、入札執行前の辞退により入札参加者が 1 人となった場合は、入札を中止する。
- 8 入札書は、契約規則に規定する様式を使用するものとする。
- 9 入札書は、1 件ごとに 1 通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書である事を表記し本人又は入札代理人が入札箱に投入すること。
- 10 入札書の文字及び印影は、明瞭であつてかつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等は認めない）。
入札金額は、アラビア数字を用い、首標金額の頭書に「¥」の文字を記入する。（会計規則）
- 11 入札書について記載事項の訂正及び挿入したときはその箇所に押印しなければならない。
- 12 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 契約規則または、入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (3) 代理権限のない者のした入札
 - (4) 入札者又は、代理者が 2 以上の入札をしたとき
 - (5) 入札書記載の金額、氏名又は印形が確認し難い入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (7) 金額を訂正した入札
(8) 明らかに連合であると認められる入札
(9) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札
(10) 入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係にある複数の者が行った同一入札
- 13 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、入札者は異議の申立てが出来ないものとする。
14 いったん提出した入札書の返還、引換え、変更または取消しは出来ないものとする。
15 工事については、工事費内訳書（所定の様式）を入札書とあわせて同封し、入札箱に投入するものとする。ただし、入札書記載金額と合致しない内訳書を提出した場合の入札は無効とする。
16 入札回数は、予定価格を事前公表した入札については1回とし、予定価格を超える入札は無効とする。なお、入札状況からみて不調になると認められるときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。
17 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
18 入札執行者は、必要と認めるときは入札の執行を中止し、若しくは取消し、または入札日時を延期することが出来る。この場合入札執行者は、入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
19 入札者は入札後において、契約規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等について不明又は錯誤等を理由として異議を申立てる事は出来ないものとする。
20 落札者は、落札の決定を受けた日から7日以内（業務委託は5日以内）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることが出来る。
21 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。
ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
22 落札者が20に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
23 この心得は、随意契約による見積合わせ、測量等業務委託の場合に準用する。

（様式1）

（用紙A4）

入札辞退届	
件名	
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。	
平成	年 月 日
宇和島地区広域事務組合	
組合長	様
住	所
商号又は名称	
代表者氏名	印